

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。第九条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、外国での勤務その他の人事委員会規則で定める事由とする。

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申

請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第七条 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、人事委員会規則で定める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、人事委員会規則で定める事由とする。

(任期を定めた職員の任用等)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、法第二十六条の六第七項各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により任用の期間（以下「任期」という。）を定めた採用をする場合には、当該採用をする職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めた採用をした職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(実施規定)

第十条 この条例の実施に關して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(広島県職員定数条例の一部改正)

2 広島県職員定数条例（昭和二十四年広島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定により配偶者同行休業をしている職員

- 3 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「自己啓発等休業をし」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定により配偶者同行休業をし」を加える。
（職員の退職手当に関する条例の一部改正）
- 4 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「末日に」を「末日の」に改め、「自己啓発等休業の承認」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業の承認」を加える。
第七条第四項中「又は自己啓発等休業」の下に「若しくは配偶者同行休業」を加える。
（広島県警察職員定員条例の一部改正）
- 5 広島県警察職員定員条例（昭和二十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定により配偶者同行休業をしている職員
（広島県企業職員等定数条例の一部改正）
- 6 広島県企業職員等定数条例（昭和四十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定により配偶者同行休業をしている職員
（広島県学校職員定数条例の一部改正）
- 7 広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の

規定により配偶者同行休業をしている職員

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

8 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第八条 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による承認を受けた病院事業職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。